

「D-PLACE 下高井戸」 館内規則

1. 基本事項

- (1) 入居人員は1名とし、同居・居候のような行為を禁止します。
- (2) 当会館に門限はございません。
- (3) 敷地内および専有部を含む館内での喫煙（電子タバコ含む）を厳禁とします。
- (4) 迷惑行為、騒音、悪臭の発生、ペットの飼育、ベランダからのゴミなどのポイ捨て、タバコのポイ捨て、その他近隣の迷惑となる行為を禁止します。
- (5) 共用部（食堂等）への私物の保管を禁止します。発見次第処分させていただきます。
- (6) 引越し可能な時間は**9:00～15:30**の間とします。また、引越しの際に出たゴミは当館のルールに従って処分して下さい。保護者・引越し業者の車の駐車については指定された駐車スペースをご利用下さい。引越し時期は重なりますので、譲り合ってご利用下さい。

2. 管理人

- (1) 平日**9:00～15:00**の間で勤務を予定しております。（※新築のため、未確定）
（日、祝日、盆8月13～15日、年末年始12月30日～1月3日は勤務しておりません）
- (2) 入居者宛ての荷物の受け取り等は、トラブル防止の為、行いません。
不在時に届いた荷物については、郵便ポストに投函される不在票にて、宅配業者とのやり取りを通じてお受取り下さい。

3. オートロック

- (1) 暗証番号式となります。暗証番号については、セキュリティ保持の為、月1回番号を変更致します。暗証番号の案内は「ユニライフマイページ」通じて行いますので、ポータルサイトへの登録は必ずお願い致します。

4. 食 堂

- (1) 食事提供の申込を行った入居者において、本規則の適用となる契約期間は別途定めるものとし、契約期間中食堂休業日を除き、食事の提供を行うものとします。
- (2) 食堂運営会社が提供する食事は食事提供の申込を行った入居者のみが喫食することができます。
食事提供の申込は入寮時に決定し、契約期間中に食事提供の運用を変更することは出来かねます。
また、食事提供の希望者は食堂休業日を除き、食事の提供を受けられるものとします。
- (3) 入居時に支払った食費はいかなる理由でも返金されません（当該食費はマイページからの欠食申込不可）
- (4) 食事提供日は平日のみとなります。
土、日、祝日、盆8月13～15日、年末年始12月30日～1月3日の食事提供はございません。
- (5) 食堂内での喫食時間は朝食**7:00～9:30**、夕食**18:30～22:00**とします。食事の最終の受け取り時間を朝食**9:00**、夕食**21:30**とします。
尚、衛生上の観点から、食事の置き置きはできません。提供時間終了後2時間以降に食したことに起因して発生した食中毒等に対して、提供者は免責とします。
- (6) 食堂運営会社で提供された食事は、食堂内部のみで喫食可とし、専有部の持ち込みを禁止とします。また、各自が使用した食器は時間内に返却口まで返却して下さい。
- (7) 食器を毀損・紛失した場合、1枚につき賠償金として**2,200円（税込）**をお支払いいただきます。
- (8) 食堂運営会社の厨房は入居者立ち入りを禁止とします。
- (9) 食事提供について、アレルギー対応・代替食のご用意はしておりません。アナフィラキシー病型の方や調

味料やだしに原因食物が含まれる場合にはお食事の提供は困難になります。アレルギー食材の有無は、事前に提示されるメニュー表を見たり調理スタッフに聞いたりすることで各自判断願います。調理時に調理機器や揚げ油などを介して、アレルギーの原因物質が他の料理へ微量混入する可能性もございますのでご了承ください。

(10) 食堂内へのアルコール類・お茶・お菓子等を含むあらゆる飲食物の持ち込みを禁止します。

5. その他共用スペース

(1) その他共用部分（共用廊下・バルコニー・階段・エントランス等）は避難通路も兼ねており、非常時に備え常に通路を確保しておかなければならない為、私物の設置を禁止します。

6. 駐輪場

(1) 入居者1名につき、自転車1台のみを持ち込み可とします。入居者専用ステッカーを車体に貼付の上、所定の駐輪場に駐輪下さい。

(2) 駐輪場内は整理整頓のうえ駐輪して下さい。

7. ゴミについて

(1) ゴミは指定日時に指定場所に出すものとし、指定日時以外のゴミ出しは一切禁止とします。

(2) 共用部にゴミを保管してはなりません。

(3) 自治体が定める分別方法を遵守するようお願い致します。

(4) 粗大ゴミを処分する場合は、事前に担当清掃局に連絡をして、指示に従い、責任を持って処理して下さい。

処理の過程で一時的に粗大ごみを敷地内の箇所に置く必要がある場合は、必ず事前に弊社コールセンター（TEL：0570-200-166）に申し出て下さい。

8. 敷地内の共用庭について

(1) 敷地内での焚き火・バーベキュー・花火は絶対にしないで下さい。

(2) ゴミを捨てたり、放置しないで下さい。また、タバコのポイ捨ては禁止します。

(3) 私物の設置、保管は一切禁止です。

(4) 敷地内では騒がないように利用して下さい。

9. その他

(1) 館内の節電・節水をできるだけ心がけるようお願い致します。

(2) 当会館の信用を著しく害する行為は禁止致します。当規則に違反したり、管理会社の注意・指示等に従わない場合、賃貸人は事前に通知することなく、直ちに賃貸借契約・当館の利用について契約を解除できるものとします。その際、建物賃貸借契約書に準ずる解約違約金を申し受けます。